

平成22年4月より新たな国民健康保険税の軽減措置が開始されます

65歳未満の非自発的失業者に対する新たな国民健康保険税の軽減措置は、雇用保険の「特定受給資格者」と「特定理由離職者」の受給資格を有する国民健康保険被保険者を対象に、失業者本人の給与所得を100分の30に軽減して算定するものです。軽減期間は、「離職日の翌日の属する月から、その

月の属する年度の翌年度末まで」が対象となります。離職日の翌日の属する月が平成22年4月1日以前であっても、施行日以降の対象期間は国民健康保険税が軽減されます。

ただし、再就職して健康保険に加入する場合はその時点までとなります。

■対象者

失業に伴い健康保険を喪失した方または国民健康保険に加入していた方のうち、離職日の翌日において、65歳未満かつ公共職業安定所で雇用保険の受給手続きを行い、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ①特定受給資格者 倒産・解雇等の理由により、再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた方
- ②特定理由離職者 特定受給資格者以外の方であって、期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した方

※雇用保険受給資格者証「⑬離職年月日 理由」のうち、対象となる番号は11、12、21、22、23、31、32、33、34です。

■対象期間

制度が始まる前1年以内（平成21年3月31日から平成22年3月30日）に離職された方は、平成22年度に限り国民健康保険税が軽減されます。

対象期間 離職日	H 21年4月	H 22年4月	H 23年4月	H 24年4月
	H 20年度	H 21年度	H 22年度	H 23年度
H 20年度以前		離職日 H21.3.31		
H 21年度		離職日 H21.4.1～H22.3.30		
			離職日 H22.3.31	
H 22年度以降			離職日 H22.4.1～H23.3.30	
				離職日 H23.3.31

■受付 4月1日以降に税務課、各地域センター及び各出張所で届け出を受け付けします。

■届け出時に持参していただくもの

- ①国民健康保険被保険者証 ②雇用保険受給資格者証 ③印鑑

注意 次の方々については、失業に伴う軽減措置の対象とはなりません。

- ①離職日の翌日において、65歳に達している方
- ②特定受給資格者または特定理由離職者となる条件は満たしているものの、公共職業安定所で雇用保険の受給手続きをしていない方
- ③失業軽減の対象となっていた方が再就職し、その後自己の都合によって離職し、国民健康保険へ再加入した方

■問合せ 仙北市税務課 市民税係 TEL (43) 1117